

## 第46回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 参考資料

・ ごみ処理手数料の現状	.....	1
・ 大阪市のごみ処理手数料の推移	.....	2
・ ごみ処理手数料の他都市比較	.....	3
・ 政令指定都市における手数料の負担割合	.....	4
・ 政令指定都市のごみ処理原価の状況	.....	5
・ 大阪市におけるごみ処理原価の構成要素	.....	6
・ 平成19年度 ごみ処理原価	.....	7
・ 10kg未満事業所の状況	.....	8
・ 他都市における事業系ごみの取扱い	.....	9
・ 処分手数料の転嫁	.....	10
・ ごみ処理手数料における数量の認定	.....	11

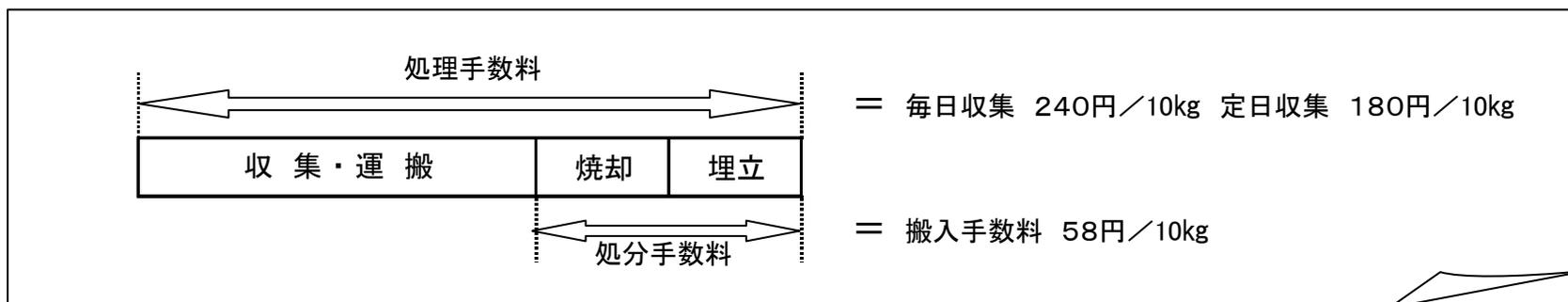
## ごみ処理手数料の現状

【ごみ処理手数料】 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（第30条・第33条）  
 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（第12条）

種別	取扱区分		単位	手数料
一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	180円
	臨時の処理	定日（週2回）収集の時	50キログラムまでごとに	1,200円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分		10キログラムまでごとに	58円
家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの			1個につき	200円～ 1,000円
告示産業廃棄物の処分			10キログラムまでごとに	58円

毎日収集・  
10kg以上の  
排出が有料

他都市に  
比べて低い



大阪市のゴミ処理手数料の推移

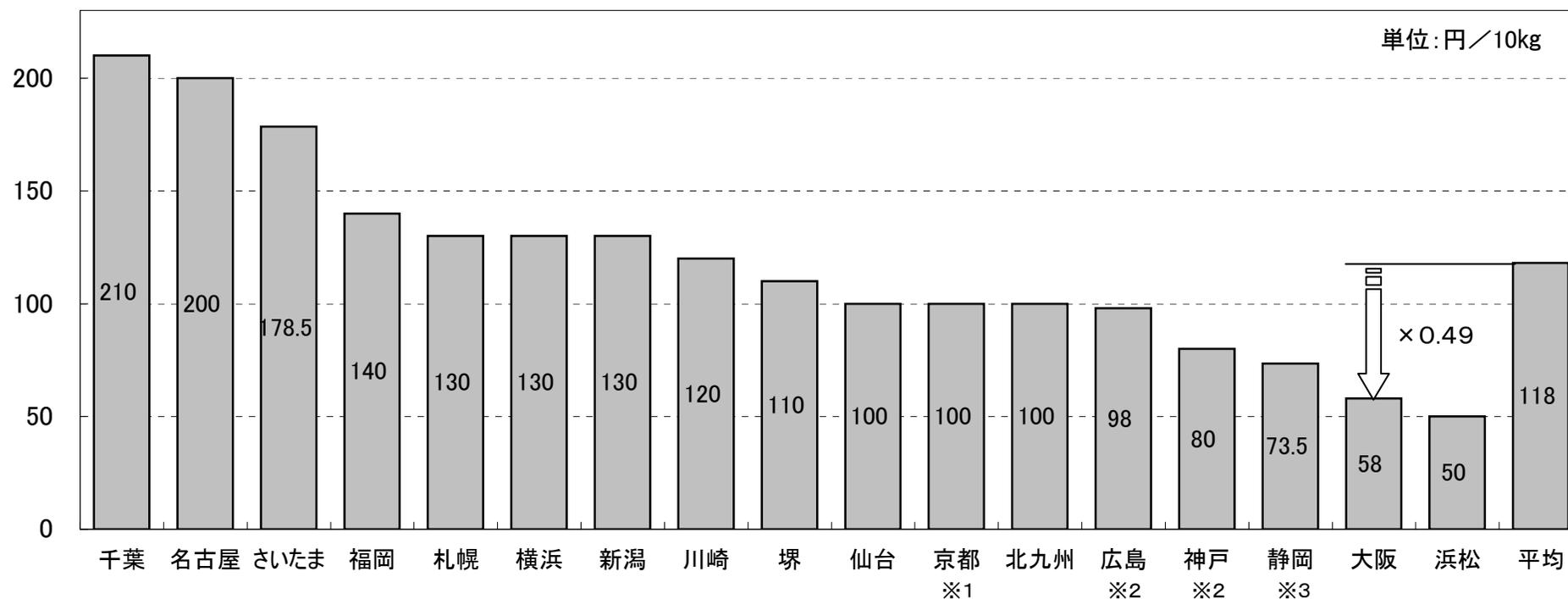
区 分		平成 4 年度	平成 1 4 年度	平成 1 8 年度	備 考	
一 般 廃 棄 物	継続する処理	定 日 1日の平均排出量が10kg以上のもの の処理でおおむね週2回行うもの	180円/10kg			
		毎 日 毎日(所定の休日を除く。)処理 (廃棄物空気輸送施設によるもの で1日の平均排出量が10kg未満の ものの処理を除く。)	240円/10kg			
	臨 時 の 処 理		1,200円/50kg			
	搬入処分	一 般	58円/10kg		58円/10kg	大阪市廃棄物減量等推進審議 会の答申をふまえ、規則料金を 段階的に廃止(18年9月)
		許 可 業 者	29円/10kg	40.5円/10kg		
	粗 大 ご み		無料		1 個 200~1,000円	平成18年10月から粗大ごみ収 集を有料化
本市が処分する産業廃棄物 (告示産業廃棄物)		58円/10kg				

## ごみ処理手数料の他都市比較

他都市に比べて処分手数料が低く、事業系ごみの減量、リサイクルに対する経済的インセンティブが働きにくい状況にある。

【政令指定都市における処分料金】

平成20年6月現在



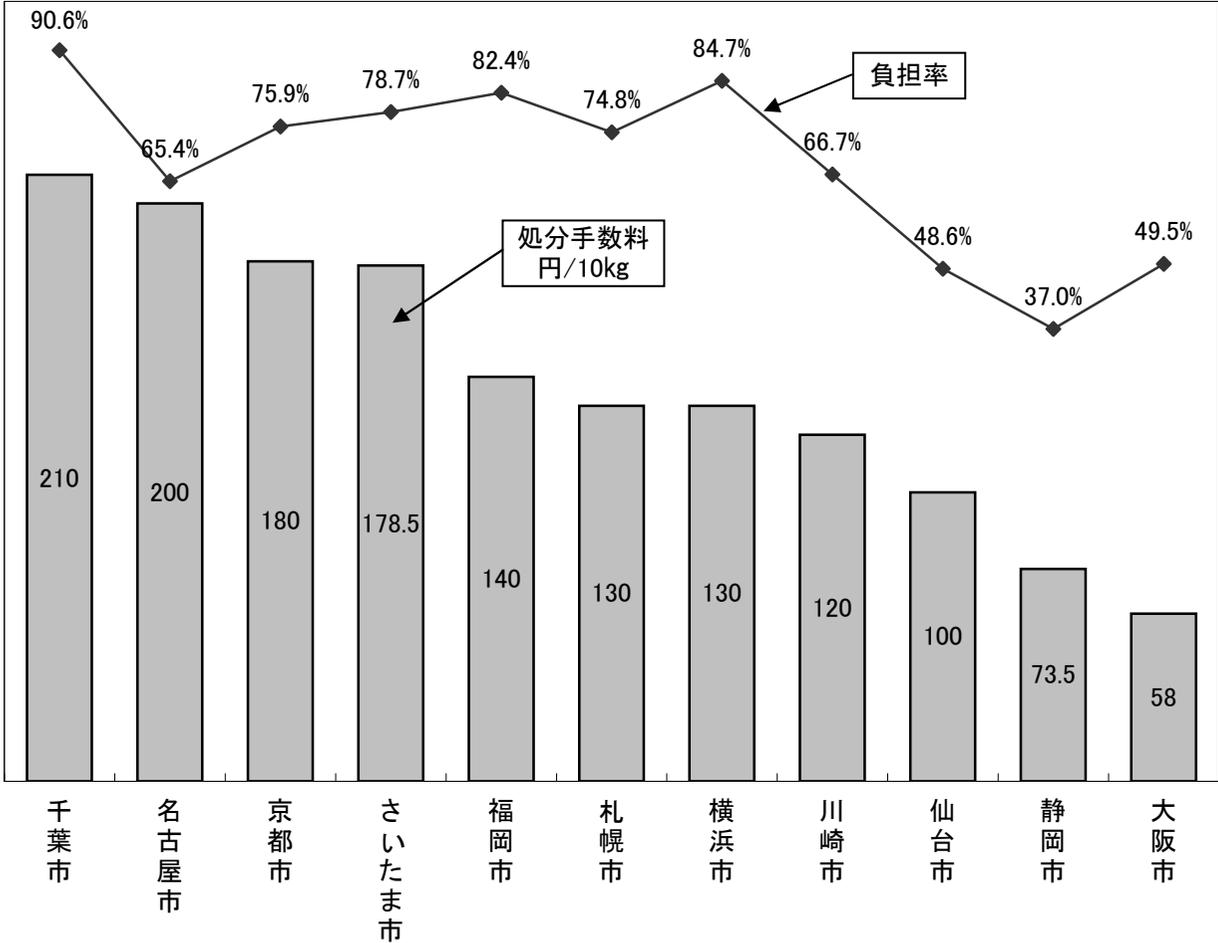
※1. 京都市は、300kg以下の金額を示す。(300kg～1t以下：140円/10kg・1t超：180円/10kg)  
また、許可業者の場合、65円/10kg(現在)・80円/10kg(H23.4～)・100円/10kg(H26.4～)。

※2. 広島市及び神戸市は、有料指定袋制度を採用しており、上記料金は指定袋で搬入しがたい場合の重量による料金を示す。

※3. 静岡市は、100kgを超える場合の金額を示す。(100kgまでは73円/10kg)

# 政令指定都市における手数料の負担割合

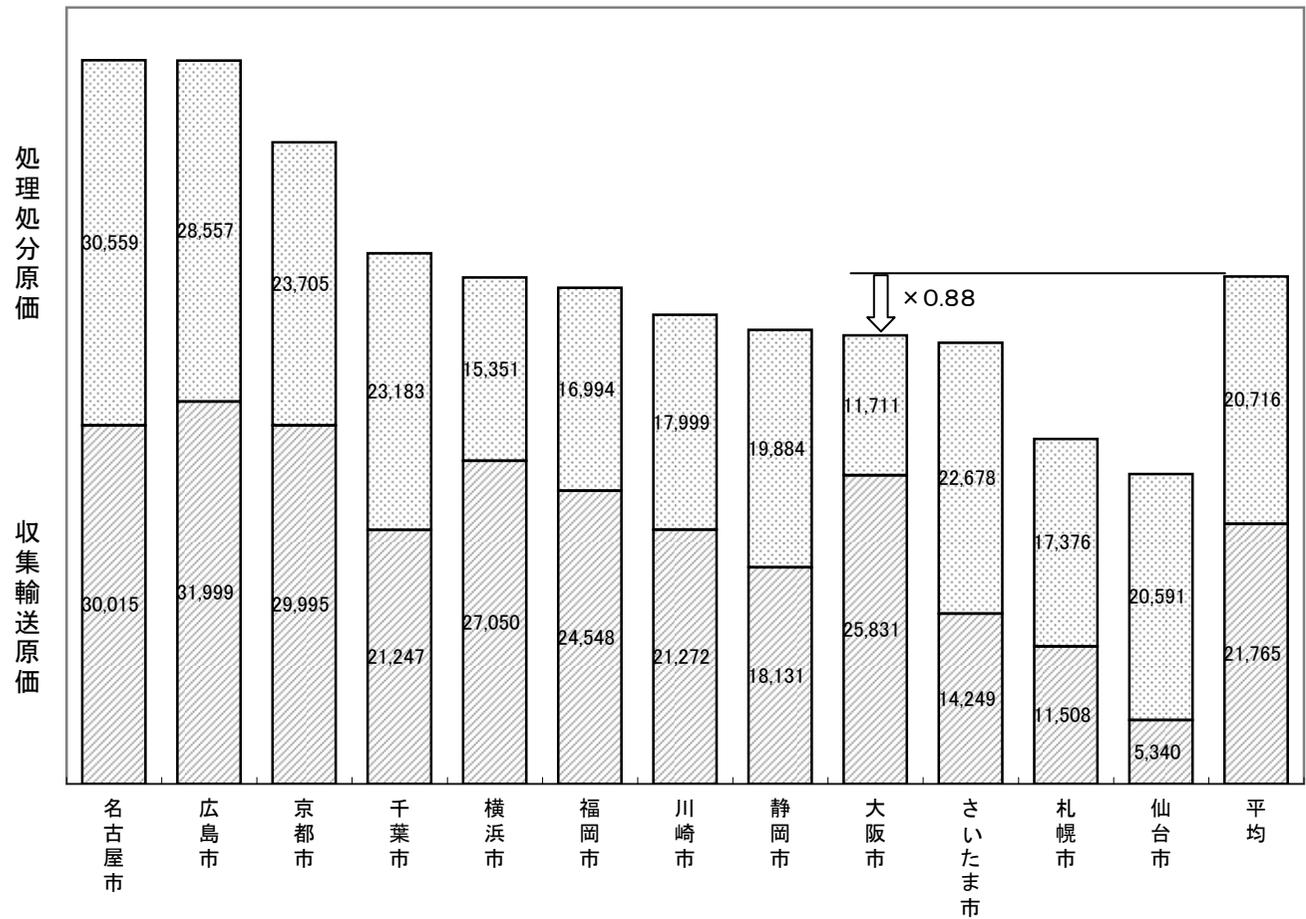
※ 本市は、処分手数料、負担割合ともに低い状況にある。



都市名	ごみ処分原価 (円/ト)	処分手数料 (円/10kg)	原価に対する負担率
千葉市	23,183	210	90.6%
名古屋市	30,599	200	65.4%
京都市	23,705	180	75.9%
さいたま市	22,678	178.5	78.7%
福岡市	16,994	140	82.4%
札幌市	17,376	130	74.8%
横浜市	15,351	130	84.7%
川崎市	17,999	120	66.7%
仙台市	20,591	100	48.6%
静岡市	19,884	73.5	37.0%
大阪市	11,711	58	49.5%

※各都市HP・事業概要から環境局において作成  
 ※処分原価については、  
 札幌・川崎・名古屋・京都・・・17年度実績  
 千葉・さいたま・横浜・静岡・福岡・・・18年度実績  
 仙台・大阪・・・19年度実績

# 政令指定都市のごみ処理原価の状況

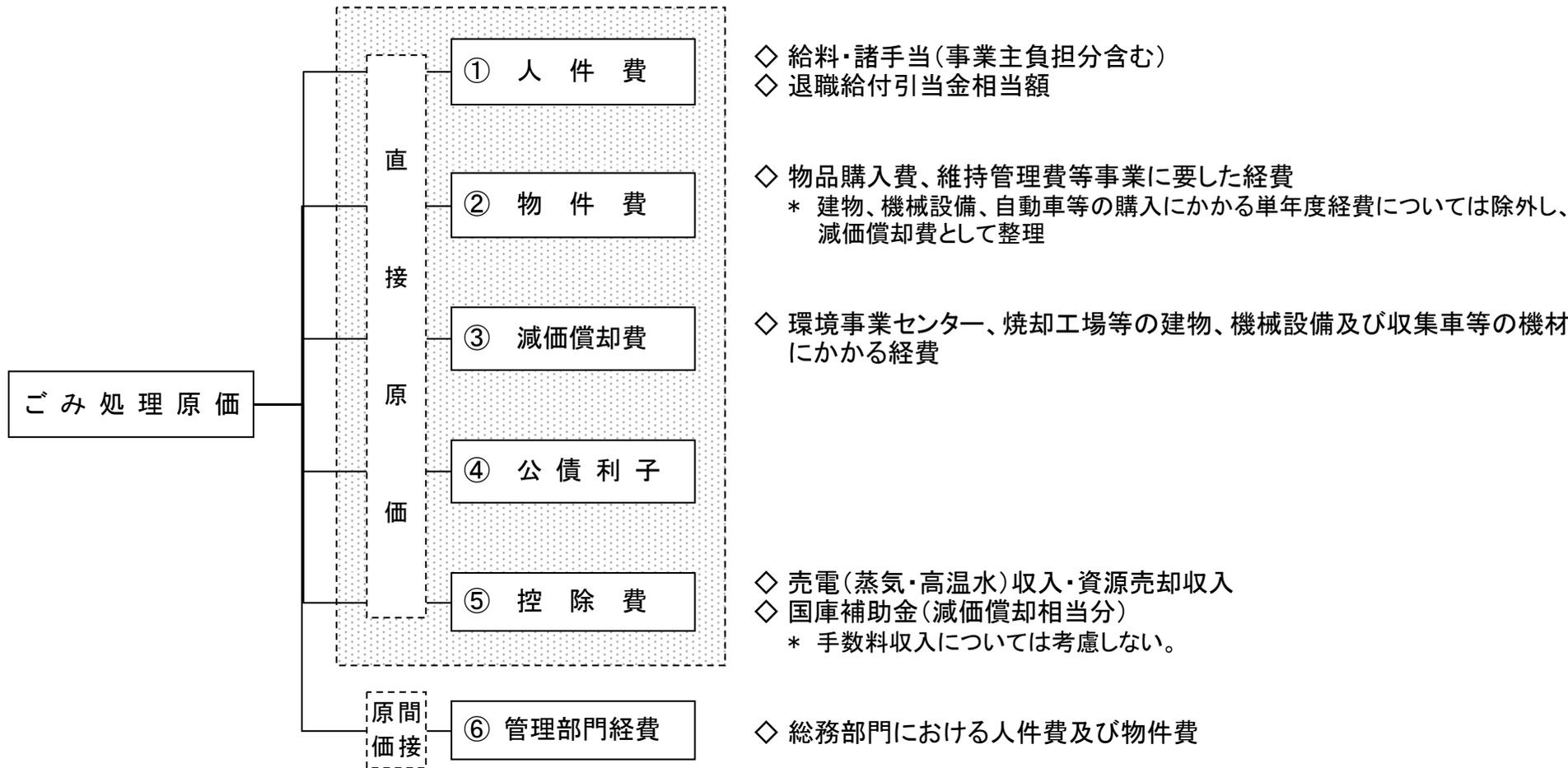


都市名	ごみ処理原価(円/トン)		
	収集輸送	処理処分	合計
名古屋市	30,015	30,559	60,574
広島市	31,999	28,557	60,556
京都市	29,995	23,705	53,700
千葉市	21,247	23,183	44,430
横浜市	27,050	15,351	42,401
福岡市	24,548	16,994	41,542
川崎市	21,272	17,999	39,271
静岡市	18,131	19,884	38,015
大阪市	25,831	11,711	37,542
さいたま市	14,249	22,678	36,927
札幌市	11,508	17,376	28,884
仙台市	5,340	20,591	25,931
平均	21,765	20,716	42,481

※各都市HP・事業概要にて公表している都市について計上している。  
 ただし、札幌・川崎・名古屋・京都・・・17年度実績  
 千葉・さいたま・横浜・静岡・広島・福岡・・・18年度実績  
 仙台・大阪・・・19年度実績

※都市により原価の算出対象となるごみの種別が異なることから単純に比較できない。

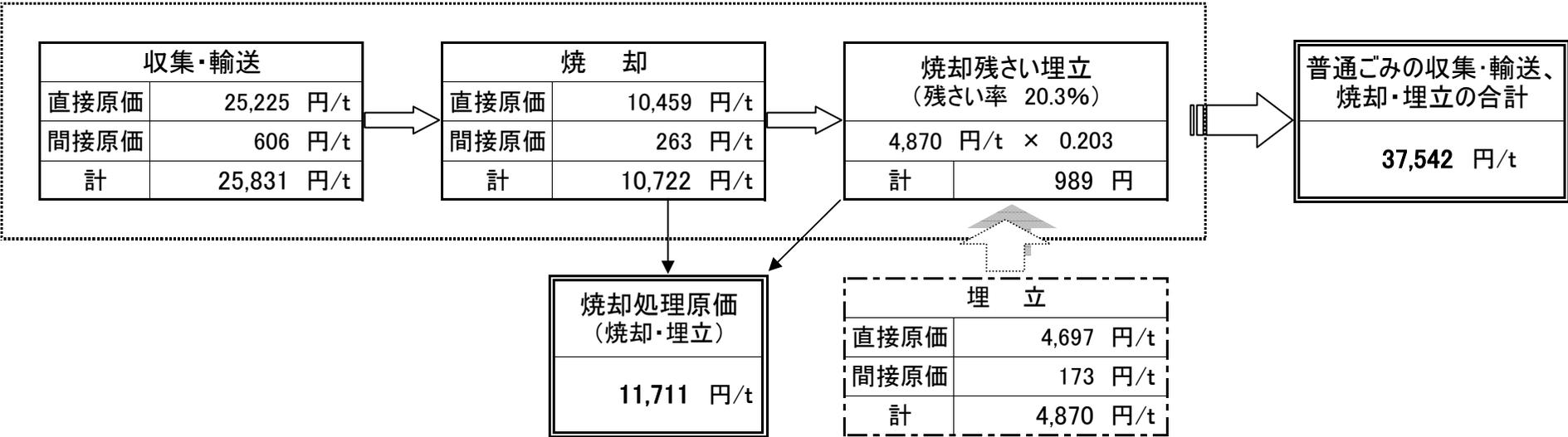
# 大阪市におけるごみ処理原価の構成要素



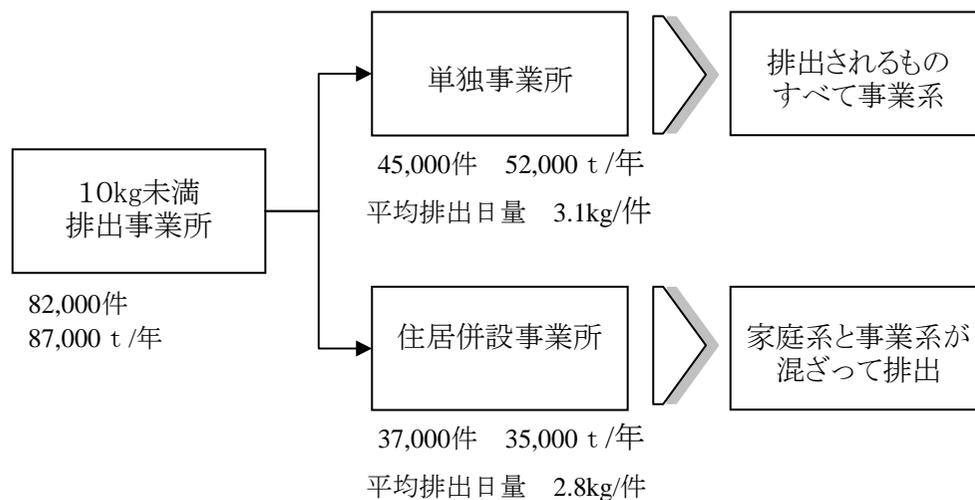
平成19年度 ごみ処理原価

※ 平成19年度決算額

○ 平成19年度 普通ごみ処理原価



# 10kg未満事業所の状況



出所：平成18年度大阪市調査

## 他都市における事業系ごみの取扱い

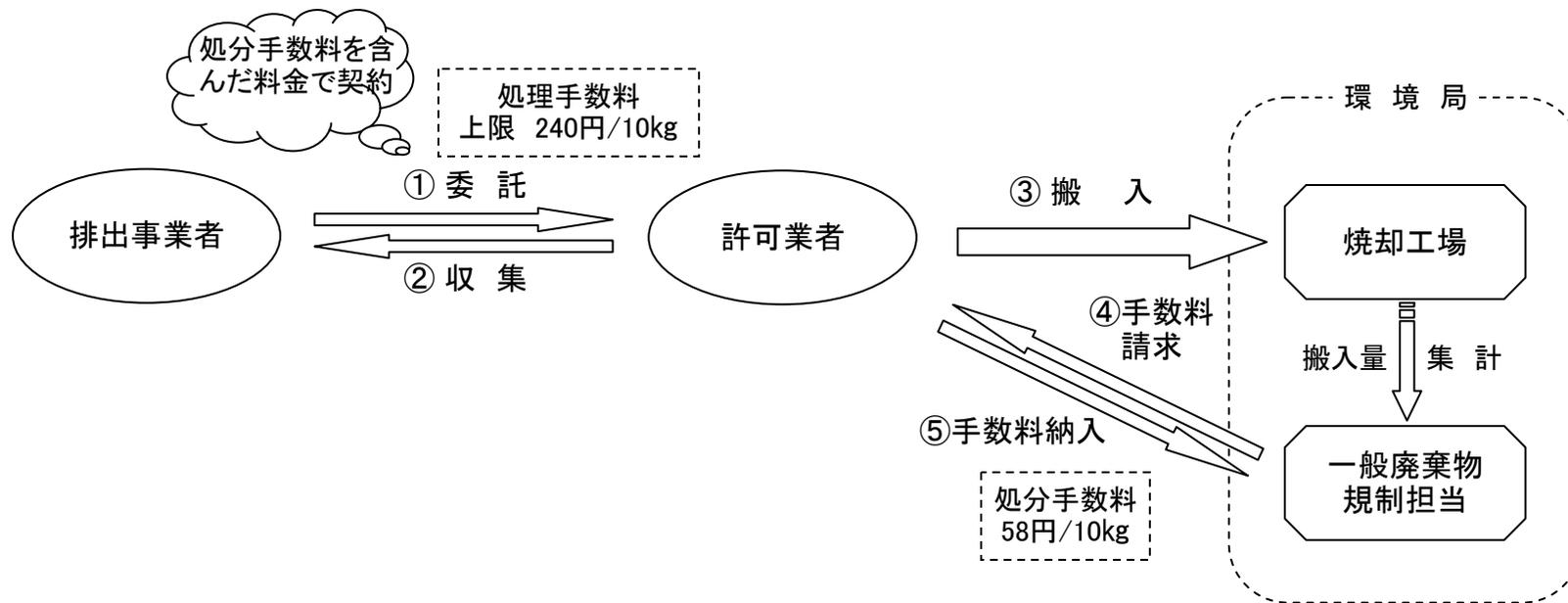
※ 他の政令指定都市等では、事業系ごみを市で収集している都市は少ない。

	政令指定都市(17都市)	府下人口10万以上都市 (大阪・堺を除く19都市)
事業系ごみを 収集している都市	大阪市・静岡市・堺市 (3都市)	豊中市・八尾市・富田林市 河内長野市・大東市 (5都市)
住居併設事業所 (少量排出事業者)のみ 条件付で収集している都市	札幌市・横浜市・北九州市 (3都市)	守口市・寝屋川市 (2都市)
事業系ごみを 収集していない都市	仙台市・千葉市・さいたま市 川崎市・新潟市・浜松市 名古屋市・京都市・神戸市 広島市・福岡市 (11都市)	岸和田市・池田市・吹田市 高槻市・枚方市・茨木市 松原市・和泉市・箕面市 羽曳野市・門真市・東大阪市 (12都市)

札幌市	合わせて1日平均40%以下・事業系の排出量の認定困難な場合は市で無料収集
横浜市	家庭系と事業系を合わせて1日平均5kg未満または事業系3kg未満の場合は、市で無料収集
北九州市	区分が難しく排出量家庭並みの場合は混合排出で市収集
守口市	450袋で3袋以下かつ15kg以下/回は市で無料収集
寝屋川市	週2回4501個の場合は市で無料収集

## 処分手数料の転嫁

※ 処分手数料は、排出事業者ではなく、許可業者から間接的に徴収している。



## ごみ処理手数料における数量の認定

### ○「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次表〔略〕に定める手数料を徴収する。

2 前項の手数料の算出の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

### ○「ごみ等有料処理事務取扱要領」(昭和47年4月1日、最近改正 平成18年9月)

(認定方法)

第2条 条例第30条第2項の規定により市長が行う数量の認定は、次の方法によるものとする。

種 別	取 扱 区 分	認 定 方 法
一般廃棄物	① 1月以上継続する処理	平均比重 1/3 として算出する。 具体的には、ポリ容器(45ℓ) 15kg 中継かご(90ℓ) 30kg を基準として処理量を認定する。 ただし、燃えがら、がれき等の重量物については、平均比重 4/3 として算出する。
	② 臨時の処理	
	③ 焼却、埋立処分	計量器によるものとする。

備考: 処理とは、収集、運搬及び処分の一連の業務をいう。